

諮問庁：厚生労働大臣

諮問日：平成28年7月19日（平成28年（行個）諮問第116号）

答申日：平成29年5月15日（平成29年度（行個）答申第23号）

事件名：本人の夫の労災事故に係る災害調査復命書等の一部開示決定に関する
件

答 申 書

第1 審査会の結論

「平成27年特定月日、特定会社の工場内で発生した、夫（特定氏名）の労災死亡事故に関する「災害調査復命書」。事故発生場所 特定地番」に記録された保有個人情報（以下「本件対象保有個人情報」という。）につき、その一部を不開示とした決定について、諮問庁がなお不開示とすべきとしている部分については、別表の4欄に掲げる部分を開示すべきである。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（以下「法」という。）12条1項の規定に基づく開示請求に対し、大阪労働局長（以下「処分庁」という。）が、平成28年2月22日付け大個開第27-475号により行った一部開示決定（以下「原処分」という。）を取り消し、不開示部分の開示を求めるというものである。

2 審査請求の理由

審査請求人の主張する審査請求の理由は、審査請求書及び意見書の記載によると、おおむね以下のとおりである。

（1）審査請求書

ア 本件災害調査復命書の必要不可欠性（唯一無二性）

審査請求人は夫特定氏名（以下「被災労働者」という。）が平成27年特定月日に特定会社（以下「相手方会社」という。）の本社工場内における労災事故（以下「本件労災死亡事故」という。）によって死亡して以降、相手方会社から本件労災死亡事故の原因や周辺事情について説明を受け、相手方会社と本件労災死亡事故後の法的処理について示談交渉に臨んできた。

しかし、審査請求人が相手方会社から受ける説明が真実なのか否か審査請求人には客観的資料が乏しく不明である。

すなわち、審査請求人が入手可能な客観的資料の入手源は二つある。第一は、警察からの説明である。特定警察署の捜査員らは本件労災

死亡事故が発生した平成27年9月7日の事故直後に本件工場内に立ち入り、捜査を行っている。高齢の捜査員のAが本件事故の捜査を担当し、実況見分調書等の捜査関係資料を作成したようである（なお、このAは本件労災死亡事故の当日、遺体を保管していた特定警察署内の安置所内に審査請求人と被災労働者の姉を案内し遺体の確認をさせた際、審査請求人と被災労働者の姉に対し、「まあ、慣れでんな。」と軽率な発言をした。

これにより審査請求人と被災労働者はひどく傷つき、「いくらなんでも、突然の労災事故で最愛の親族を亡くした遺族に対する死亡事故当日の言葉としてあまりに不適切ではないか。」と憤慨し、特定警察署に抗議をしている。その後、警察から被災労働者の遺族への説明はなされなかったため、審査請求人が特定警察署に対し捜査の状況説明を求めたところ、平成28年特定月日に特定警察署はこれまでの捜査の経緯を説明した。そこでは、特定警察署特定部署のBが説明し、事故直後、本件労災死亡事件についてはAが担当したこと、大阪府警本部はこのAが作成した実況見分調書等を根拠として本件は事件性がないと判断し、本件を大阪地方検察庁（以下「大阪地検」という。）に送致しなかったこと、そのため捜査関係資料は大阪地検に引き継がれていないこと、Aは平成28年特定月日付で定年退職を迎え同年特定月日時点で既に特定警察署には出勤していないこと、が伝えられた。これに対して、審査請求人らは捜査の内容や結果について尋ねたが、Bは実際に捜査を担当していないため事故の詳しい状況については答えられない、警察がこれまで遺族らに一切説明していないことによる審査請求人ら遺族の不満も十分理解できるので早急に再捜査して、捜査結果を説明すると回答した。そして、Bは再捜査を行い、約一週間後の平成28年特定月日に審査請求人らに対して捜査結果を口頭で説明している。そのBによる説明は、平成28年2月22日に大阪労働局から部分開示を受けた本件災害調査復命書とは明らかに異なる部分は何点もある。例えば、本件労災死亡事故において決定的である被災労働者の頸部を締め付けた機械の左右の移動時間について、Bの説明では、「端から端まで移動するのに9秒かかるこれはストップウォッチで計測したので間違いない。」と説明しているが、本件災害調査復命書では15秒とされている（甲2号証4頁）。なお、Bは、「警察の捜査は第三者が被災労働者を機械に押し付けて死亡させた等第三者による殺人あるいは傷害があったかの観点から捜査している。労務管理や労働環境の安全性の観点からは労基署が調査しており、警察はその観点からは説明していない。」と答え、さらに「本件は再捜査

の結果、第三者による殺人・傷害の可能性は認められないと判断した。そのため、今後本件を大阪地検に送致する予定はない。」と説明した。そのため、審査請求人が警察・検察から捜査関係資料（例えば、事故直後に警察が作成した実況見分調書など）を入手する途は著しく困難になった。なお、一般に事件が検察に送致されれば、被害者（あるいは被害者遺族）は検察から実況見分調書の開示を受けることで、比較的容易に警察が事故直後に把握した事故の全容を把握できる。しかし、本件ではこの途が絶たれた。

第二は、労働基準監督署からの説明である。本件においても平成27年特定月日の本件労災死亡事後直後に特定労働基準監督署は、事故の調査を実施しており、その調査に基づいて本件災害調査復命書（甲2号証）を作成している。

上記のとおり、警察・検察からの本件労災死亡事故の原因についての客観的資料の入手が極めて困難な状況にある中、労働基準監督署が作成した災害調査復命書は、審査請求人が相手方会社からの説明に頼らずに客観的に本件労災死亡事故の原因を探求するためには唯一無二の資料である。

ところが、大阪労働局は、このような災害調査復命書の必要不可欠性（唯一無二性）を勘案することなく、多くの部分を黒塗りにして本件部分開示決定に及んでいる。

イ 法14条2号口に該当すること

部分開示決定書（甲1号証）では、「不開示とした部分とその理由」を記載する欄において、法14条2号口に該当しないとしている。

しかし、この当てはめは正しくない。

「人の財産を保護するために、開示が必要である」と認められるからである。すなわち、本件労災死亡事故では、審査請求人は被災労働者が本件労災事故で死亡したことにより相手方会社に対して有する損害賠償請求権を取得する。そして、審査請求人が、示談交渉や示談で合意できず裁判を提起する際には、事故発生現場の状況については当然に訴状に書かねばならない。訴状では、当時現場にいた労働者の氏名、職名を記載することが必要になるし、さらにまた、現場にいた労働者の生年月日についても、被災労働者の労働環境を把握するうえで不可欠である（審査請求人が、被災労働者から生前に伝え聞いているところでは、被災労働者は死亡時に特定年齢で、あったが、被災労働者と同年代の若くて仕事ができる労働者は被災現場付近には居らず、被災労働者一人に仕事の重い負担がのしかかる大変厳しい労働環境下で仕事をしていたと聞いている。）。

さらに、住所についても、それを知ることによって審査請求人は被災現場

にいた労働者に対し直接労働環境について尋ねることで、相手方会社に頼らず被災当時の現実の労働環境を把握することができる。

従って、開示請求者以外の個人に関する氏名、職名、生年月日、住所（特に、被災現場にいた労働者のそれら個人情報）は、法14条2号口で規定する「人の財産を保護するために開示することが必要であると認められる情報」にあたるため、不開示にすることは許されない。

ウ 法14条3号ただし書部分

開示決定書では、「不開示とした部分とその理由」を記載する欄において、法14条3号イに該当するとしている。

しかし、法14条3号イに該当しないし、また、仮に該当するとしても法14条3号ただし書に該当するため、不開示は許されない。

(ア) 法14条3号イに該当しないこと

本件労災死亡事故が発生した現場では、本件労災死亡事故以前にも、2度の大きな事故を起こしている。そのうち一度は死亡事故であり、もう一度は重傷事故である。このように本件現場は人の生命に非常に危険な職場であり、このように労働者の生命を犠牲にしながらかつて対外的に利益を上げている相手方会社が現在の労務管理体制を維持しながら対外的に競争上の地位を確保することは到底正当な利益ではない。

よって、法14条3号イに該当しない。

(イ) 法14条3号ただし書に該当すること

本件労災死亡事故についての相手方会社と審査請求人との示談交渉では、本件労災死亡事故の発生原因が被災労働者にもあったのか、あったとするなら相手方会社と被災労働者との過失割合はどれくらいに関して意見が食い違っている。すなわち、審査請求人は、本件労災死亡事故について被災労働者の過失はない、あるとしても極めて小さい過失割合であるとの立場に立つが、相手方会社は約5割程度の過失が被災労働者にもあったとする内容の示談案を審査請求人に対して提示している。この相手方会社の示談案が正当な主張なのかを把握するために、災害調査復命書の「災害発生の原因」欄（甲2号証10頁）の記載内容の把握は不可欠である。

そうであるから、少なくとも災害調査復命書の「災害発生の原因」の記載は、「人の財産を保護するために開示することが必要であると認められる情報」（法14条3号ただし書）にあたる。

(ウ) 小括

よって、少なくとも災害調査復命書10頁の「災害発生の原因」欄の記載は、法14条3号ただし書の「人の財産を保護するため開

示ることが必要であると認められる情報」であり、不開示することは許されない。さらに、事故の発生原因や事故の発生状況に関するその他の法人情報も不開示とすることは許されない。

エ 法14条7号柱書き及び同号イに該当しないこと

まず第一に、今般の大阪労働局による部分開示では、どの部分がこれにあたるため不開示とされたのかが全く不明である。

また、抽象的に「当該職務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれ」や、「労働基準監督機関の法違反等の基準が明らかとなり、検査等に関し、違法な行為の発見を困難にするおそれ」があるとされるだけで、どのような「職務」の遂行に支障をきたすのか全く不明である。

そもそも、本件災害調査復命書は、審査請求人が相手方会社と示談交渉を進め、さらに示談で解決できない場合には訴状等裁判所提出書面を作成する上で必要不可欠な唯一無二の証拠である。また、被災労働者が死亡している被害の深刻な案件である。ところが、本件部分開示決定においては、このような審査請求人の重要な利益との調整が為されておらず、単に形式的に「当該職務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれ」や、「労働基準監督機関の法違反等の基準が明らかとなり、検査等に関し、違法な行為の発見を困難にするおそれ」があるため部分開示とされているだけであり、実質的な利益衡量がなされていない。

オ 本件被災現場の危険性

本件本社工場は労働者の生命・身体に対する危険が極めて高い職場であり、先述のとおり、労災死亡事故は今回が初めてではなく、2回目である。

また、労働者が頭部に傷害を負う瀕死の重傷を負った事件も一度あった。

本件労災死亡事故についても前二回の事故のように原因究明を真剣に行わず審査請求人等第三者に調査結果を開示せず事故原因究明をうやむやに終わらせ、相手方会社が現在の労働環境が維持するならば、さらなる労災死亡事故の発生もありうる。

そのため、本件労災死亡事故を契機として根本的な事件の原因究明（例えば、機械の老朽化など）をきっちり行い、真摯に相手方会社が同種の労災事故発生防止措置をとるべきである。

カ 裁量開示

仮に形式的には法14条の不開示情報にあたるとしても、諸般の事情を考慮して法16条により裁量的な開示がなされるべきである。

(2) 意見書

ア 原処分庁の法適用の問題点および諮問庁作成の理由説明書の問題点

(ア) 原処分庁および諮問庁の理由説明書では形式的なあてはめしかしていないこと

原処分庁の法適用は、本件事故の実態を考慮することなく、単に形式的に法の条文へのあてはめを行っているだけであり、その法適用方法には大いに疑問がある。また、諮問庁の理由説明書でも、形式的なあてはめにとどまっており、不開示により守ろうとする公的利益の具体的説明、さらには公的利益の重要性についての言及がなく大いに疑問である。

すなわち、原処分庁の法適用においても諮問庁の理由説明書においても、法14条2号、3号イ、5号、7号柱書き及び同号イについて該当すると述べるだけであり、本件において、過去の同種の重大事犯の有無、事案の重大性、被害態様の重大性、本件被災工場の危険性などの本件労災事件の実態を踏まえた上での実質的な利益衡量（当該情報が開示されることによる不利益と開示されることによる利益との利益衡量）がなされていない。

イ なされるべき実質的な利益衡量

(ア) 過去の本件被災場所付近での重大事犯の有無

本件被災場所付近では、被災労働者が把握していただけても近い過去に二度労災事故が発生している。すなわち、1回目は、平成18年の事故であり本件被災工場内でワイヤーが切れて被災者の頭部に直撃し被災者が死亡するに至った事件である。また、2回目は平成21年特定月の労災事故でありこの事件の被災者は機械に巻き込まれかけたが危機一髪助かり傷害に止まった。そして、特定会社は近い過去にこれら2回の労働災害を起こしているにもかかわらず、懲りることなく二度の事故の延長線上に本件労災事故を起こすに至っている。

(イ) 本件事案の重大性

死亡した被災者には家族として現在特定年齢の妻、大学生（特定年齢）と高校生（特定年齢）の息子達がいる。これからの人生の岐路において父親から適切な貴重な意見をうかがい指導を受けるなど子供にとって父親がかけがえのない存在となる時期である。また、妻にとっては子供たちを育て上げこれから夫婦で第二の人生をはじめようとしていた矢先に本件事故が起こっている。本件事故はこのような家族から被災者を奪い、被災者の家族には筆舌しがたい悲痛な悲しみを与えている。

(ウ) 被害態様の重大性

本件は、勤続18年の労働者が普段仕事をしている部署で機械に巻き込まれて即死した事件である。しかも被災者は普段から会社内

の安全教育に携わるなどして職場の安全には自ら率先して人一倍注意を払っていた人物である。本件はこのような人物が普段仕事をしていた場所でほぼ即死に近い態様の労災事故に遭っている事件であり、被害態様が抜き差しならない程度に重大である。

(エ) 本件被災工場の危険性

本件事故で被災者の身体が挟まった機械は平成4年製造の機械であり、製造後約23年経過している。そして、会社側の説明では本件機械については本件事故の直近の平成27年特定月日に定期点検を実施したようである（災害調査復命書6頁）。にもかかわらず、その定期点検からわずか2週間後の平成27年特定月日に本件機械から異音が発生している。

これは定期検査が名ばかりのいいかげんな検査になっていたこと、また、製造後23年経過し経年劣化が進んでいたため定期検査後わずか2週間で本件機械には異音を発生させるような不具合が生じたことによるものである。

このように本件労災事故は経年劣化の進んだ機械がひしめく非常に危険な勤務場所で起こった事件である。このことは一度でも本件事故現場に足を運べば容易に分かる事実である。

(オ) 実質的な利益衡量

これらの事情からすれば、審査請求人を含む被災者遺族が本件事件についての情報を取得する権利（知る権利）は極めて重要な権利であり、例外的な場合を除いては最大限尊重されるべき性質の権利である（憲法21条1項）。

そうだとすると、法14条各号により不開示決定をするのであれば、開示により害される公的利益について具体的な説明がなされるべきであるし、また、その具体的な公的利益が当該開示によりどのように害され、また、害される公的利益が遺族の知る権利を害してまで保護に値するほど実質的で重要な公益であることの説明がなされて初めて不開示は正当化される。

しかし、本件の諮問庁の理由説明書の中では、形式的な理由の記載に終始しており、不開示にする理由としては極めて抽象的にかつ概括的に記載しているにとどまる。

以上の立場を前提に、以下では特に審査請求人からの開示要望の強い災害調査復命書10頁～11頁の「災害発生の原因」欄について、原処分庁の不開示決定及びその決定を適切とする諮問庁の理由説明書について、審査請求人は意見を述べる。

イ 「災害発生の原因」の不開示について

(ア) 原処分庁の不開示とそのことについての諮問庁の是認

審査請求人ら本件被災者の遺族を悩ます最大の理由は、本件被災者を死に至らしめた本件災害発生の原因がいまだに解明されず、また調査をした労基署の見解も開示されず不明なため、未だに被災者は何が原因で死亡したのかについて把握できていない点にある。

そこどころか、本件では、調査をした各機関がそれぞれに食い違った事実を述べており、ますます被災者遺族は苦しめられ続けている。すなわち、本件事故の発生直後に災害発生原因を調査したのは、特定警察署、特定労働基準監督署、会社の三者であるが、①特定警察署、②会社（社長）（平成27年特定月日）の発言、③会社の労基署に提出した書類において、本件災害発生の原因についての説明が食い違っている。すなわち、「事故発生時にシャワー槽に製品が入っていたか否か」という点について、①特定警察署と②会社（社長）は、「事故時にシャワー槽に製品が入っていなかった」としているが、③会社の労基署への説明では、「シャワー槽には製品が入っていなかったがその後に入れられて事故時には製品が入っていた」ことになっている（災害調査復命書35頁の労働者私傷病報告）。そして、「事故当時シャワー槽に製品が入っていたか否か」は、正に本件労災事故がなぜ起こったのか（なぜ本来動くはずのない機械が動いて被災労働者に激突したのか）の核心部分であり、このような核心部分において調査した各機関や人の見解が相違している。そのため、労基署の事故調査ではこの点をどのように判断したかは被災者遺族にとっては最も知りたい重要箇所である。

ところが、災害調査復命書10頁の「2 災害発生の原因」欄には、事故調査を行った労基署の見解が記載されているものと思われるが、原処分庁はこの部分の開示を認めなかった。

そして、諮問庁の理由説明書においても、原処分庁のこの部分の不開示を適切としており、その理由は、法14条3号イ、法14条7号柱書き、同条7号イに該当することとされている。

そこで、以下ではこの部分の不開示について、法14条3号イ該当性、法14条7号柱書き該当性、法14条7号イ該当性について、審査請求人は意見を述べる。

（イ）法14条3号イ該当性について

A 諮問庁の理由説明書では、「災害発生の原因」が開示されると、「当該事業場において重篤な労働災害を発生させたことあるいは安全確保への取組みの不十分さや事業運営状況を推認させること、労働関係法令の違反があることを推認させること等により、本件災害に関係する法人に対する信用を低下させ、取引関係や人材確保等の面において同業他社との間で競争上の地位その他正当な利

益を害するおそれがある」ため不開示が適切であるとしている。

B a しかし、まず第一に、本件で「災害発生の原因」として会社側の事情（例えば、機械の不具合等）が記載されているのであれば、そのような会社にとってマイナスな情報は当然に開示され取引先等もそのような会社であることを判断材料にして取引の相手方として適切か否かを判断すべきであり、さらにこれからこの会社に就職する就職予定者も当然にそのような危ない会社であることを認識して就職活動をすべきである。これを行政があえて隠して会社の競争上の地位を保護する理由は何もない。言わば、不法を法が保護することは不当である。理由説明書に記載された考え方では、会社が不正をすればするほど行政はこれを公表せずに隠し通すことによって会社の競争上の地位を保護すべきことになるが、これが荒唐無稽な考え方であることは明らかである。会社が法を犯したのなら、それによる不利益は当然に会社が甘受すべきであり、そのような違法行為を行政があえて隠匿し会社の競争上の地位を確保することは、目の前の会社の地位（虚勢）だけを保護しているだけであり、それは決して会社の保護にはならない。そのような会社は倒産し世の中から駆逐されその分野を補う適法性意識の強い同業他社が競争上勝利することで会社制度ひいては社会は発展していく。原処分庁やそれを追認する諮問庁の不当な家父長的な判断（行き過ぎたパターンリスティックな判断）に合理性がないことは明らかである。

b 第二に、逆に、本件で「災害発生の原因」として労働者側（例えば、被災労働者の重大なミス等）の事情が記載されているのであれば、むしろこのような事情は積極的に開示して会社の不名誉を晴らしてあげることこそ会社の競争上の地位の確保につながる。すなわち、会社は自社工場内での労災死亡事故の発生により世間からは労働環境に問題がある会社であるとの汚名を浴びせられているのであり、このような汚名を晴らすべく労働環境の問題ではなく個々の労働者のミスであったと公表することで会社の汚名は晴らされ競争上の地位が正当に確保される。

C 以上の通り、「災害発生の原因」として会社側に非がある事実が記載されているにしろ、労働者側に非がある事実が記載されているにしろ、これを行政が隠すことで会社の正当な利益が確保されないことは明らかである。よって、諮問庁の理由説明書における説明は間違いである。

(ウ) 法14条7号柱書き該当性について

A 諮問庁の理由説明書では、災害調査復命書10頁の「2 災害発生の原因」を隠すことを是とする理由として、法14条7号柱書きも掲げている。すなわち、法14条7号柱書きに該当する点について、理由説明書では、大要「労働基準行政機関や調査担当官は職務上知り得た秘密を第三者に漏らさないという、労働基準行政機関全体に対しての信頼感や、調査担当官と災害労働者らとの個別の信頼関係が重要で、これらがあるから労働災害発生原因の究明に必要とする詳細な情報が得られるが、これらが失われると労働災害発生原因の究明に必要とする詳細な情報が十分に得られなくなる」とする。

B a しかし、まず第一に、そもそもこのような信頼感や信用があるから会社の関係者が労基署の調査に任意に協力したという根拠はどこにもない。すなわち、労基署の調査担当者は第三者に話さないから会社の関係者が労基署の調査担当者を信用して真実を話したなどというのは全くの絵空事であり根拠がない。すなわち、労基署の担当者が調査する際に、会社の関係者に対して、「伺った内容については私から第三者に漏らさないから本当の事を教えてください。」とあって調査しているのならまだしも、このような調査の方法は取られていない。

会社の関係者からすれば、労基署の担当者に話した内容が第三者に流れるかもしれないことを当然の前提にそこで労基署の担当者に話した方が、今後労基署から不当な行政指導等を回避できると考えているからこそ、労基署の担当者に対し任意に回答してあげているだけである。その回答内容が真実である保証はどこにもない。むしろ、労災死亡事故を起こした会社の関係者の事故直後の言動は、自分の責任を軽く見せたいという意識が強く働くのであり、相当に疑わしい目でもってその真実性が吟味されるべきであると推察する。

b 第二に、百歩譲ってこのような信頼感や信頼関係があるから会社の関係者が労基署の担当者に真実を話すようなことが仮にあるのだとしても、本件は上記で示した通り、労働者の死亡事故が近時に頻発していた非常に危険な被災工場での一連の死亡事故の一つである。また、本件被災者は日常働いている部署で即死している。さらに本件により残された家族にはこれ以上ない精神的苦痛を与えている。

このような本件労災事故の特殊性を考慮すれば、仮に本件の「災害発生の原因」を開示することで信頼感や信頼関係が多少

害されることがあったとしても、それが具体的にどのような公益で、開示されることによってどの程度その公益が害されるかの説明がなされるべきであるし、また、その公益が審査請求人ら被災者遺族の知る権利を犠牲にしてまで保護されるべき利益なのかについて、公益の重要性および開示による公益侵害の重大性について具体的な説明がなされるべきである。

- c 諮問庁の理由説明書の記載では、単に信頼感や信頼関係を指摘するだけで、この根拠は示されず、またこの公益の重要性や公益侵害の重大性についての言及もない。よって、諮問庁の説明理由書の説明は検討されるべきことが十分に検討することなく安易に法14条7号柱書き該当性を認めている点で、適切でなく間違いである。

(エ) 法14条7号イ該当性について

- A 諮問庁の理由説明書では、災害調査復命書10頁の「2 災害発生の原因」を隠すことを是とする理由として、法14条7号イも掲げている。

すなわち、法14条7号イに該当する点について、理由説明書では、大要「災害発生の原因について明らかにすれば、他の情報と突き合わせて行政の措置基準が明らかとなり、労働安全衛生行政の事務を行う上で支障を及ぼすおそれがあることは明白である」ため不開示にしたとしている。

- B a しかし、まず第一に、本件で災害発生原因を開示することでどのような措置基準が明らかになるのか、全く言及がない。他の情報と突き合わせると措置基準が明らかになる」というが、誰がこのような突き合わせを行うというのかも言及がなく不明である。また、仮に本件において「災害発生の原因」が開示されて何らかの措置基準が明らかになったとしても、それによりどのような労働安全衛生行政の事務に支障を及ぼすのか、具体的な説明が一切なされていない。諮問庁の理由説明書では全く抽象的な議論に終始しており、具体的に何を言わんとしているのか全く不明である。

- b 第二に、仮に何らかの措置基準が明らかになり行政事務に支障を及ぼすとしても、このような行政事務の支障は諮問庁自身も具体的に説明できない極めて抽象的なものである。一方、本件は上記の通り、本件は労働者の死亡事故が近時に頻発していた非常に危険な被災工場での一連の死亡事故の一つである。また、本件被災者は日常働いていた部署で即死している。さらに本件により残された家族には筆舌に尽くしがたい精神的苦痛

を受けている。

このような本件労災事故の特殊性を考慮すれば、仮に本件の「災害発生の原因」を開示することで措置基準が明らかになり何らかの行政の事務に支障をきたすようなことが仮にあったとしても、その公益は審査請求人ら被災者遺族の知る権利を犠牲にしてまで保護すべき程度に重要な実質的利益なのか、また、開示によりその公益に対する重大な侵害があることについて具体的な説明がなされるべきである。

- c 本件の諮問庁の理由説明書では単に形式的に公益侵害があると抽象的に書かれているだけであり、公益の重要性や開示による公益侵害の重大性についての言及はない。よって、諮問庁の説明理由書（原文ママ）の説明は検討されるべきことが十分に検討することなく安易に法14条7号イ該当性を認めている点で、適切でなく間違いである。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 本件審査請求の経緯

本件審査請求人である開示請求者（以下、第3において「請求人」という。）は、平成27年12月21日付け（同月24日受付）で大阪労働局長（処分庁）に対して法12条1項に規定に基づき「平成27年特定月日、特定事業場内で発生した、私の夫の労災死亡事故に関する災害調査復命書」に係る開示請求を行った。

これに対し、処分庁は原処分を行ったところ、請求人がこれを不服として、平成28年4月18日付け（同月19日受付）をもって審査請求を提起したものである。

2 諮問庁としての考え方

本件審査請求については、原処分において不開示とした部分のうち、下記3（4）に掲げる部分については、新たに開示した上で、その余の部分については、法の適用条項に法14条5号を加えた上で、法14条2号、3号イ、5号、7号柱書き及びイに基づき、原処分を維持して不開示とすることが妥当と考える。

3 理由

（1）本件対象保有個人情報の特定について

本件対象保有個人情報は、請求人の夫が被災した、平成27年特定月日に発生した労働災害（以下「本件災害」という。）に関し、特定労働基準監督署が作成した災害調査復命書とその添付文書であり、別表に掲げる文書番号1ないし15の文書（以下「対象文書」という。）である。

（2）災害調査及び災害調査復命書について

ア 災害調査について

災害調査は、死亡災害又は重大災害等の重篤な労働災害が発生した場合に、同種災害の再発を防止するため、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号。以下「安衛法」という。）に規定される職権に基づき、関係者らの任意の協力の下で、調査担当者（労働基準監督官、産業安全専門官等）が労働災害を構成した機械等の起因物の不安全な状態、労働者の不安全な行動等の労働災害の発生原因を究明し、再発防止策を決定するまでの一連の事務であり、また調査を通じて確認した法違反等に対して行政としてどのような措置を行うのか決定している。

災害調査の目的は、災害発生原因の究明及び再発防止対策の樹立であり、調査担当者は、当該災害に関して安衛法等の法違反の有無だけでなく、関係者、使用機械、作業形態、管理体制などの人的要因、物的要因、労働環境等を詳細に見分・調査し、その調査結果から、様々な要因が複雑に絡み合った災害発生原因を解き明かし、当該災害が発生した事業場における、実効ある再発防止対策を検討するとともに、同種災害の防止のために必要な施策も検討することとしている。

調査時には、調査担当者が実際に災害発生現場に立ち入り、災害発生現場に保存された災害発生状況について直接見分し、それらを文章・図面・写真等に記録する。また、災害発生状況が現場等に保存されておらず、見分できなかった部分、災害発生に至るまでの背景等については、災害発生前後に発生現場周囲にいた関係者から当時の様子や通常の作業環境等の聴取等を行うことにより、上記の記録と組み合わせることで災害発生状況を的確に把握するものである。

上記のとおり、実効ある災害調査の実施のためには、災害調査実施時における、調査担当者と関係者との相互の信頼関係を前提にして、任意の協力により、多数の関係者から迅速かつ正確な事実の説明や関係資料の提供を受けること、災害発生当時の作業内容・方法等が明らかにされること、事故現場の保全等の協力を得ること等が必要である。

イ 災害調査復命書について

上記アのとおり実施された災害調査については、調査担当者が、調査結果及び原因と対策、これらを踏まえた上での行政上の措置に係る所見について、災害調査復命書に取りまとめ、その所属する労働基準監督署長に復命し、当該災害に係る行政機関としての措置について、その要否等を伺う。

災害調査復命書には、災害発生状況について、例えば、調査事実を項目ごとや、時系列的に整理し、また、調査事実をそのまま記載するのではなく、場合によっては調査担当者の分析・評価を加えた形で記載するなど、災害発生状況が詳細に記載されている。そして、このような災害発生状況から分析・検討した災害発生原因と再発防止策が、

その分析・検討の過程を含めて記載されている。労働基準監督署長は、当該災害を発生させた事業場、あるいは、同種災害を発生させるおそれのある事業場に対する調査担当者の行政指導等の案のみの確認を行うのではなく、このような災害発生状況の詳細、災害発生原因・再発防止策、行政上の措置案等を併せ見ることによって、調査担当者の調査事実・思考過程に至るまでを災害調査復命書を通じて確認し、当該災害に係る行政指導の要否等について総合的に、かつ、的確に判断することとなる。

このように災害調査復命書は、労働基準監督署において、個別の労働災害に係る行政指導のみならず、労働基準監督署における同種災害を防止するための施策を決定するための資料として使用される。また、必要に応じ、当該復命書の写しが、都道府県労働局を通じて厚生労働省本省に送付され都道府県労働局や厚生労働省本省では、当該復命書の内容を更に検討し、同種災害に係る労働局管内の、又は全国斉一的な労働災害防止に係る種々の施策や、法令改正等各種の施策を検討するための基礎資料として活用される。

このように、災害調査復命書は、実効ある労働安全衛生行政を推進する上で最も重要な資料となっている。

ウ 災害調査復命書の構成

災害調査復命書は、本体及び添付資料（図面、写真等）から構成されている。

本体部分には、主に災害調査を実施した事業場に関する事項、被災労働者に関する事項、災害の内容に関する事項、災害原因と再発防止対策に関する事項、その他調査結果に関する事項が記載されており、添付資料としては、災害発生現場の状況を示した見取図、写真等が添付されている。

(3) 不開示情報該当性について

ア 法14条2号該当性について

別表に記載した情報のうち、対象文書1の①ないし③及び、5の①、6の①、7の①、10の①、13の①、③及び④、14の①及び④並びに15の②の不開示部分には、請求人の夫以外の本件災害に係る関係者氏名等の個人に関する情報が記載されており、これらは請求人の夫以外の特定の個人を識別することができる情報、又は請求人の夫以外の個人の権利利益を害するおそれがある情報であることから、法14条2号本文に該当し、かつ、同号ただし書イないしハのいずれにも該当しないため、不開示とすることが妥当である。

イ 法14条3号イ該当性について

別表に記載した情報のうち、対象文書1の①ないし③、⑥、⑧、⑫、

⑭, ⑮及び⑯ないし⑳, 2の①, 3の①, 5の①, 6の②, 8の②, 9, 12の②, 13の①ないし⑤, 14の①, ②, ④及び⑤並びに15の②及び③の不開示部分には, 本件災害に関する法人の情報や事業場内部の情報が記載されており, これらが公開されると, 当該事業場において重篤な労働災害を発生させたことあるいは安全確保への取組みの不十分さや事業運営状況を推認させること, 労働関係法令の違反があることを推認させること等により, 本件災害に係る法人に対する信用を低下させ, 取引関係や人材の確保等の面において同業他社との間で競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあることから, 法14条3号イの不開示情報に該当し, 不開示とすることが妥当である。

また, 文書番号6の②及び9の不開示部分には, 特定事業場の印影である。印影は, 書類の真正を示す認証的な機能を有する性質のものであり, かつ, これにふさわしい形状のものであることから, これらの情報が開示された場合には, 当該事業場の各種書類の作成等に悪用されるおそれがある等, 当該事業場の権利, 競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあることから, 法14条3号イに該当するため, 不開示とすることが妥当である。

ウ 法14条5号該当性について

別表に記載した情報のうち, 対象文書2及び3の不開示部分には, 労働基準監督官の意思決定の経過等が明らかになる情報が記載されており, これらの情報が公にされることにより, 犯罪の予防に支障を及ぼすおそれがあることから, 法14条5号の不開示情報に該当し, 不開示とすることが妥当である。

エ 法14条7号柱書き該当性について

別表に記載した情報のうち, 対象文書1の①ないし③, ⑥, ⑧, ⑫, ⑭, ⑮及び⑯ないし, 2, 3, 5の①, 6の①及び②, 7, 8の②, 9の①, 10の①, 12の②, 13の①ないし⑤, 14の①, ②, ④及び⑤並びに15の②及び③の不開示部分には, 本件災害に関し事業者が行った内部調査の結果明らかとなった事項等や, 本件災害に関し実施した災害調査で明らかにされた調査事項等が記載されている。

災害調査の目的は, 災害発生原因の究明と同種災害再発防止策の策定であるが, この目的を達成するためには, 多数の関係者等から, 正確な事実の説明や関係資料の提供, 事故現場の保全・再現等について, 理解と協力を得ることが必要不可欠であり, 本件対象文書はこれら関係者等の協力に基づいて作成されている。

このように災害関係者らが災害調査に自発的に協力するのは, 災害

調査の重要性に対する理解等があることのみならず、災害関係者らの情報提供などの調査への協力の内容が、当該災害調査の目的のみに用いられ、労働基準行政機関や調査担当官はこれら職務上知り得た秘密を第三者に漏らさないという、労働基準行政機関全体に対しての信頼感や、調査担当官と災害関係者らとの個別の信頼関係が前提として存在するからである。

仮に不開示としている部分が開示された場合には、このような信頼感や信頼関係は失われ、調査に協力することが災害関係者らにとって不利益となると考えられることで、たとえ災害の正確な原因・内容を知っていたとしても、関係者らは調査に協力するに当たってその部分を省略若しくは簡略化し、又は協力的でなくなるなど、労働基準行政機関が労働災害発生原因の究明に必要とする詳細な情報が十分に得られなくなる可能性が高くなることが予想される。

このため、これらの情報を公にすることで、災害発生原因の解明に必要である正確かつ具体的な情報を十分に得ることができなくなることで、労働災害の防止という行政事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、法14条7号柱書きの不開示情報に該当し、不開示とすることが妥当である。

オ 法14条7号イ該当性について

別表に記載した情報のうち、対象文書1の①ないし③、⑥、⑧、⑫、⑭、⑮及び⑱ないし、2、3、5の①、6の①及び②、7、8の②、9、10、12の②、13の①ないし⑤、14の①、②、④及び⑤並びに15の②及び③の不開示部分は、本件災害で実施した災害調査で明らかにされた調査事項と、それに伴う行政内部の意思形成過程に関する情報が記載されている。

これらの情報を突き合わせるなど総合的に分析・判断することによって、本件災害の発生状況等及び災害の内容に対する行政上の措置から、労働基準行政機関の法令違反等に伴う措置基準が明らかとなる。これにより、措置基準に合致する労働災害については、当該災害が明らかにならないように、現場保存を怠るなど調査に協力しなくなるおそれなどがあり、また、合致しない労働災害については、そうした災害について行政から何ら指導されるおそれがないとの考えを生み、労働災害を発生させているにもかかわらず、その再発防止に真剣に取り組まなくなるなどのおそれがあり、いずれにしても労働安全衛生行政の事務を行う上で支障を及ぼすおそれがあることは明白である。

このため、これらの部分を公にすることにより、正確な事実の把握を困難にするおそれ並びに事業者の法令の不遵守又は労働安全衛生

管理に係る不適当な行為を助長するおそれが生ずることから、関係法令の履行確保を図るという行政事務について、上記（３）エと同様にその適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあり、法１４条７号イの不開示情報に該当し、不開示とすることが妥当である。

（４）新たに開示する部分について

別表に記載した情報のうち、原処分において不開示とした対象文書１の④、⑤、⑦、⑨ないし⑪、⑬、⑯及び⑰、４、５の②及び③、８の①、１１、１２、１３の⑥、１４の③並びに１５の①については、法１４条各号に掲げる不開示情報に該当しないため、新たに開示することとする。

４ 請求人の主張に対する反論について

請求人は、審査請求書の中で、「労働基準監督署が作成した災害調査復命書は、審査請求人が相手方会社からの説明に頼らずに客観的に本件労災死亡事故の原因を探求するためには唯一無二の資料である」ことなど種々主張するが、上記３（３）で述べたとおり、法１２条に基づく開示請求に対しては、開示請求対象保有個人情報ごとに法１４条各号に基づいて開示、不開示を適切に判断しているものであることから、請求人の主張は本件対象保有個人情報の開示決定の結論に影響を及ぼすものではない。

５ 結論

以上のとおり、本件対象保有個人情報については、原処分を変更し、上記３（４）に掲げる部分については新たに開示した上で、その余の部分については、原処分を維持して不開示とすることが妥当である。

第４ 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- | | | |
|---|------------|-------------------|
| ① | 平成２８年７月１９日 | 諮問の受理 |
| ② | 同日 | 諮問庁から理由説明書を收受 |
| ③ | 同年８月２日 | 審議 |
| ④ | 同月２９日 | 審査請求人より意見書及び資料を收受 |
| ⑤ | 同年９月５日 | 審査請求人より資料を收受 |
| ⑥ | 平成２９年３月２３日 | 本件対象保有個人情報の見分及び審議 |
| ⑦ | 同年５月１１日 | 審議 |

第５ 審査会の判断の理由

１ 本件対象保有個人情報について

本件対象保有個人情報は、「平成２７年特定月日、特定会社の工場内で発生した、夫（特定氏名）の労災死亡事故に関する「災害調査復命書」。事故発生場所 特定地番」に記録された保有個人情報であり、具体的には、別表の１欄に掲げる文書番号１ないし文書番号１５の文書（対象文書）に記録された保有個人情報である。

処分庁は、本件対象保有個人情報の一部について、審査請求人を本人と

する保有個人情報に該当しない，又は法14条2号，3号イ並びに7号柱書き及びイに該当するとして不開示とする原処分を行ったところ，審査請求人は，原処分を取り消すべきであるとしている。

これに対して，諮問庁は，諮問に当たり，原処分で不開示とした部分のうち，一部を新たに開示した上で，その余の部分については，法14条2号，3号イ，5号並びに7号柱書き及びイに該当し，なお不開示とすべきとしている。

このため，本件対象保有個人情報を見分した結果を踏まえ，諮問庁がなお不開示とすべきとしている部分の不開示情報該当性について，以下，検討する。

2 不開示情報該当性について

- (1) 別表に掲げる文書番号1（災害調査復命書）①及び②，文書番号13（教育訓練実施記録）①，③及び④，文書番号14（安全衛生委員会議事録）①及び④並びに文書番号15（品質・環境 課題達成状況と分析結果）②の不開示部分について

当該不開示部分は，審査請求人以外の個人の所属，役職，立場，氏名（氏のみの場合を含む。）署名又は印影であり，法14条2号本文前段に規定する審査請求人以外の個人に関する情報であって，特定の個人を識別することができるものに該当する。

当該部分は，法14条2号ただし書イないしハのいずれにも該当する事情は認められず，当該部分は個人識別部分であることから，法15条2項による部分開示の余地もない。

したがって，当該部分は，法14条2号に該当し，同条3号イ並びに7号柱書き及びイについて判断するまでもなく，不開示とすることが妥当である。

- (2) 別表に掲げる文書番号1（災害調査復命書）③の不開示部分について

当該不開示部分は，特定労働基準監督署による災害調査の結果判明した事実であり，これを開示すると，関係者が認識している災害調査に係る事実関係について直接的な情報提供を行うことをちゅうちょし，今後同様の災害調査において災害の原因究明に必要な具体的な情報が十分に得られなくなり，労働基準監督機関が行う検査等に係る事務に関し，正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし，若しくはその発見を困難にするおそれがあると認められる。

したがって，当該部分は，法14条7号イに該当し，同条2号，3号イ及び7号柱書きについて判断するまでもなく，不開示とすることが妥当である。

- (3) 別表に掲げる文書番号1（災害調査復命書）⑥，⑧，⑫，⑭，⑮，⑰及び⑱の不開示部分について

当該不開示部分は、特定労働基準監督署による災害調査の結果判明した事実、調査結果を基に推測した内容及び同様の事故を防止するために調査担当官が判断した対策等が記載されており、これを開示すると、労働基準監督機関の行う災害調査の調査手法・着眼点が明らかとなり、労働基準監督機関が行う検査等に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれがあると認められる。

したがって、当該部分は、法14条7号イに該当し、同条3号イ及び7号柱書きについて判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

- (4) 別表に掲げる文書番号1（災害調査復命書）⑳の不開示部分について
ア 当該不開示部分のうち、「違反条項」欄及び「措置」欄の記載については、審査請求人が知り得る情報とは認められず、これを開示すると、当該事業場に対する信用を低下させ、取引関係や人材確保の面等において、当該事業場の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると認められる。

したがって、当該部分は、法14条3号イに該当し、同条7号柱書き及びイについて判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

- イ 当該不開示部分のうち、「調査官の意見および参考事項」欄及び「備考」欄（法違反の検討について）の記載については、労働基準監督機関の調査手法・内容が明らかとなる情報であると認められ、上記（3）と同様の理由により法14条7号イに該当し、同条3号イ及び7号柱書きについて判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

- ウ その余の部分は、「署長判決および意見」欄の記載であり、労働基準監督署長の判決の日付及び判決内容が簡素に記載されているのみであり、これを開示しても、労働基準監督署の法令違反等に伴う措置基準が明らかになるものとは認められない。

したがって、当該部分は、これを開示しても、当該事業場の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれ、労働基準監督署が行う安全衛生指導の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれ及び労働基準監督署が行う検査等に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれがあるとは認められないことから、法14条3号イ並びに7号柱書き及びイのいずれにも該当せず、開示すべきである。

- (5) 別表に掲げる文書番号6（労働者死傷病報告）㉒及び文書番号9

(労働者名簿)の不開示部分について

当該不開示部分は、当該事業場の印影である。

当該印影については、当該文書が真正に作成されたことを示す認証的機能を有するものとして、それにふさわしい形状をしているものと認められ、これを開示すると、当該事業場の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると認められる。

したがって、当該部分は、法14条3号イに該当し、同条7号柱書き及びイについて判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

(6) 別表に掲げる文書番号8(自動脱脂装置定期点検報告書)②、文書番号12(雇い入れ時の安全衛生教育テキスト)②、文書番号13(教育訓練実施記録)②及び⑤、文書番号14(安全衛生委員会議事録)②及び⑤並びに文書番号15(品質・環境課題達成状況と分析結果)③の不開示部分について

当該不開示部分は、労働基準監督署の求めに応じて、特定事業場から提出された資料の不開示部分であり、当該事業場の内部情報が記載されていると認められ、審査請求人が知り得るものでもないから、これらを開示すると、当該事業場の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると認められる。

したがって、当該部分は、法14条3号イに該当し、同条7号柱書き及びイについて判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

(7) 別表に掲げる文書番号1(災害調査復命書)、文書番号6(労働者死傷病報告)①、文書番号7(死亡届)、文書番号10(健康管理台帳)の不開示部分について

当該不開示部分は、審査請求人以外の個人の所属、役職、氏名、署名又は印影であり、法14条2号本文前段に規定する審査請求人以外の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当する。

ア 当該不開示部分のうち、文書7の医師の氏名及び印影は、死体検案書を作成した医師の氏名及び印影であり、被災労働者の配偶者である審査請求人が知り得る情報であると認められ、法14条2号ただし書イに該当する。また、同様の理由により、これを開示しても、労働基準監督機関が行う安全衛生指導の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれ及び労働基準監督機関の行う検査等に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれがあるとは認められないことから、同条2号並びに7号柱書き及びイのいずれにも該当せず、開示すべきである。

イ その余の部分については、上記(1)と同様の理由により、法14

条2号に該当し、同条7号柱書き及びイについて判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

- (8) 別表に掲げる文書番号2（労働基準監督官が作成した文書1）及び文書番号3（労働基準監督官が作成した文書2）の不開示部分について

当該文書は、調査担当官が災害調査を実施したことにより作成した事業場宛ての文書であり、審査請求人が知り得る情報とは認められず、上記（4）アと同様の理由により、法14条3号イに該当し、同条5号並びに7号柱書き及びイについて判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

- (9) 別表に掲げる文書番号5（写真）①の不開示部分について

当該不開示部分は、労働基準監督署の調査担当官が本件災害調査に当たり、当該事業場の協力を得て撮影した写真であり、通常、一般人が立ち入ることのできない当該事業場内部を撮影したものであり、当該事業場の内部管理に関する情報であると認められ、法14条3号イに該当し、同条2号並びに7号柱書き及びイについて判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

3 審査請求人のその他の主張について

- (1) 審査請求人は、意見書において、法14条2号及び3号イ該当性について、審査請求人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であり、同条2号ただし書口は又は3号ただし書に該当すると主張する。

しかしながら、当該不開示部分を審査請求人に開示することについて、当該部分を不開示とすることにより保護される利益を上回る開示の必要性があるとは認められないことから、当該主張を採用することはできない。

- (2) 審査請求人は、意見書において、法16条による裁量的開示をすべきである旨主張している。

しかしながら、上記2において、不開示情報に該当すると判断した部分については、これを開示しないことにより保護される利益を上回る、個人の権利利益を保護するための特段の必要性があるとは認められないことから、法16条による裁量的開示をしなかった処分庁の判断に裁量権の逸脱又は濫用があると認めることはできない。

- (3) 審査請求人は、その他種々主張するが、いずれも当審査会の上記判断を左右するものではない。

4 本件一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象保有個人情報につき、その一部を法14条2号、3号イ並びに7号柱書き及びイに該当するとして不開示とした決定については、諮問庁が同条2号、3号イ、5号並びに7号柱書き及びイに該

当するとしてなお不開示とすべきとしている部分のうち，別表の4欄に掲げる部分は，同条2号，3号イ並びに7号柱書き及びイのいずれにも該当せず，開示すべきであるが，その余の部分は，同条2号，3号イ及び7号イに該当すると認められるので，同条5号及び7号柱書きについて判断するまでもなく，不開示とすることが妥当であると判断した。

(第3部会)

委員 岡島敦子，委員 葭葉裕子，委員 渡井理佳子

別表

1 対象行政文書		2 不開示を維持する部分		3 不開示情報 (法14条該当号)					4 開示すべき部分
番号	文書名	頁	該当箇所	2号	3号イ	5号	7号柱書き	7号イ	
1	災害調査復命書	1	① 「安全衛生管理体制」欄の不開示部分	○	○		○	○	なし
			② 面接者職氏名	○	○		○	○	なし
		3	③ 「3(1)災害発生に至る経緯について」の不開示部分	○	○		○	○	なし
		5	④ 4(2)ないし4(4)の不開示部分	新たに開示					—
		6	⑤ 1行目ないし9行目の不開示部分	新たに開示					—
			⑥ 10行目ないし12行目の不開示部分		○		○	○	
			⑦ 13行目の不開示部分	新たに開示					—
			⑧ 16行目ないし18行目の不開示部分		○		○	○	なし
		7	⑨ 「5(6)健康状態」の欄の不開示部分	新たに開示					—
			⑩ 「6(1)作業標準」欄3行目の不開示部分	新たに開示					—

		8	⑪	1行目ないし3行目8文字目	新たに開示				—	
			⑫	3行目9文字目ないし5行目		○		○	○	なし
			⑬	8行目の不開示部分	新たに開示				—	
			⑭	11行目, 12行目, 18行目及び19行目の不開示部分		○		○	○	なし
		9	⑮	1行目ないし4行目		○		○	○	なし
			⑯	7(5)及び7(14)	新たに開示				—	
		10	⑰	2行目及び5行目ないし7行目の不開示部分	新たに開示				—	
			⑱	⑰以外の不開示部分		○		○	○	なし
		11	⑲	不開示部分		○		○	○	なし
		12	⑳	「違反条項」欄, 「措置」欄, 「署長判決および意見」欄, 「調査官の意見および参考事項」欄及び「備考」欄(法違反の検討について)		○		○	○	「署長判決および意見」欄
		「備考」欄(復命書に記載された人物)	○			○	○	なし		
2	労働基準監督官が作成した文書1	13		全面不開示		○	○	○	○	なし
3	労働基準	1		全面不開示		○	○	○	○	なし

	監督官が作成した文書2	4								
4	見取図	1 5 ～ 1 8		見取図第1号ないし第4号の不開示部分	新たに開示					—
5	写真	1 9 ～ 3 1 , 3 5	①	写真番号1ないし13及び16の写真	○	○		○	○	なし
		2 5 , 2 8 ～ 3 0	②	写真番号7, 10ないし12, 14及び15の「記事」欄	新たに開示					—
		3 2 ～ 3 3	③	写真番号14及び15の写真	新たに開示					—
6	労働者死傷病報告	3 5	①	「報告書作成者職氏名」欄	○			○	○	なし
			②	印影		○		○	○	なし
7	死亡届	3 6		医師の氏名及び印影	○			○	○	全て
8	自動脱脂装置定期	3 7	①	「設備名称」欄及び「項目」欄	新たに開示					—

	点検報告書	3 7 ～ 5 4	②	①以外の不開示部分		○		○	○	なし
9	労働者名簿	5 5		受理印の印影		○		○	○	なし
1 0	健康管理台帳	5 7 ～ 5 9		医師の氏名	○			○	○	なし
1 1	労働時間記録	6 1 ～ 6 6		事業場名	新たに開示				—	
1 2	雇入れ時の安全衛生教育テキスト	6 7	①	4行目	新たに開示				—	
		6 8 ～ 7 6	②	全面不開示		○		○	○	なし
1 3	教育訓練実施記録	7 7 ～ 8 4	①	「確認」, 「作成」欄の印影	○	○		○	○	なし
		7 7 ～ 8 3	②	「実施部門」, 「実施場所」, 「教育訓練方法」欄		○		○	○	なし
		7 8 ～	③	「参加者」欄の不開示部分	○	○		○	○	なし

		8 4								
		7 7 , 7 8 , 8 0	④ 「教育訓練内容」欄のうち氏名	○	○		○	○	なし	
		7 7 ~ 8 3	⑤ ④以外の「教育訓練内容」欄の不開示部分		○		○	○	なし	
		7 8 ~ 8 3	⑥ 「教育訓練テーマ」欄	新たに開示					—	
1 4	安全衛生 員会議事 録	8 5 ~	① 不開示部分のうち氏名, 職名等	○	○		○	○	なし	
		9 2	② ①以外の不開示部分		○		○	○	なし	
		9 3 ~	③ 様式標題の不開示部分	新たに開示					—	
		1 1 1	④ 不開示部分のうち氏名, 職名等	○	○		○	○	なし	
		2	⑤ ③及び④以外の不開示部分		○		○	○	なし	
1 5	品質・環 境 課題 達成状況	1 1	① 標題の不開示部分	新たに開示					—	
		3	② 不開示部分のうち氏名, 職名等	○	○		○	○	なし	

	と分析結 果	, 1 1 4	③	①及び②以外の不 開示部分		○		○	○	なし
--	-----------	------------------	---	------------------	--	---	--	---	---	----